

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に金谷、石川まさゆき両委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

1、福祉タクシー利用料金等助成事業の見直しに関する提言についてを議題といたします。

福祉タクシー利用料金等助成事業については、9月7日の委員会で、見直し案に係る意見提出手続の実施について、11月28日の委員会で見直し案に対する意見提出手続の結果について報告があったところです。市民からの意見としては、他の中核都市と同等程度の助成をお願いしたい、ガソリン助成額が半分になるのは厳しいなどの意見があり、福祉タクシー利用料金等の助成制度の在り方が課題となっています。

11月28日の委員会散会后、正副委員長持ち回りで、福祉タクシー利用料金等助成事業に係る政策提言を行うことについて提案させていただいたところであり、本日、正副委員長案を配付させていただいたところです。

福祉タクシー利用料金等助成事業に関して、執行機関に提言書を提出することについて、各会派の御意見を伺います。

なお、本日の会議に欠席の無党派Gの金谷委員につきましては、提言書を提出することについて、賛成である旨を確認しております。

それでは、大会派順に確認をさせていただきます。

自民党・市民会議。

○安田委員 先日のパブリックコメントの結果を受けて、私たちもいろいろな方々とお話をする機会があり、やはり、お会いした方々からももう少し見直してほしいとの意見を聞いております。次の委員会の時期では予算が固まってしまう、今回このような時期を逃すと予算編成に間に合わなくなってしまうということで、本日のタイミングで、福祉保険部へ提言書を渡すということは賛成であります。

○高橋紀博委員長 次に、民主・市民連合。

○小林委員 民主・市民連合は、意見等なく賛成するものであります。

○高橋紀博委員長 公明党。

○中野委員 提言書提出の判断と会派意見についてであります。まず、提言書案の判断につきましては、執行機関に対し、提出するべきであるというふうに考えております。その上で、今日までの進め方に関して、公明党会派内からも幾つか意見がございましたので、ここで述べておきたいというふうに思います。

提言書案の内容については、これまでに会派としても、予算要望や一般質問などを通して、対象者の拡大や助成額等の拡充を求めてきた経過があり、それらの内容を見直す案となっており、大いに評価できるというふうに考えております。

また、今年9月1日から10月2日の間で行われたパブリックコメントでも、見直し案に対する賛成意見と、ガソリンなどの燃料給付について引上げを求める意見等が複数あったことも承知しております。

さらには、令和6年第1回定例会に予算案を提出したい旨についても、担当部局からお聞きをしているところであり、提言書の提出は急ぎの案件であることは理解をしているところでもございます。

一方、担当課にも問合せをしたところ、パブリックコメントの意見を踏まえて、見直し案のさらなる見直しについても既に検討に入っているという回答がありました。

しかしながら、11月28日の民生常任委員会を散会した後に、提言書の提出について水面下、非公式で調整する動きが始まり、委員長の考え方についても、一切説明がないまま、委員長主導とは違う形で、提出へ向けた確認を行うような進め方につきましては、これまでの一般的な理解やルール等からもどのように受け止めるべきなのか、会派として苦慮したところであり、前回の委員会や散会後の協議で、なぜ提案や発議がなかったのか、会派控室でも多くの疑問の声がございました。その際、議会事務局にも、このような進め方について前例があるのか確認をさせていただきましたが、過去に例はないということでありました。直近では、子育て文教常任委員会で学校等の暑熱対策に対する提言書の提出があり、8月の委員会で提案、その後、委員会での検討を行い、10月10日に執行機関に提出するという流れからも、今回異例な対応であるという意見が、重ねて会派内からあったところであります。

本来、提言書等の提出については、委員会などでの発議や、提案に対する説明があり、一定の議論とコンセンサスを図った上で進めるべきというふうに考えます。

このようなことから、今後におきましては、しっかりとした手続を経て、正副委員長のリーダーシップの下、常任委員会として、提言書や要望書などの提出が行われるべきということをおきたいというふうに思います。

以上、公明党会派としての賛成の判断と意見とさせていただきます。

○高橋紀博委員長 日本共産党。

○能登谷委員 提言内容は、そのとおりだと思います。特に障害者とその移動を支える家族のことをやっぱり十分考えていかなければならないと思いますし、その点で見ると、今の制度を改悪するようなことがあってはならないと思いますし、共通券も必要なことだと思いますから、内容的にはこの提言書の内容でいいと思うんですね。

もう一つ、進め方ということ言えば、提言書については確かに急だったなというふうに思います。前回の委員会から今日に至るまで委員会は開かれませんでしたので、十分な議論ができなかったということは、残念なことだったと思います。

しかし一方で、前回の委員会後、パブコメの結果についての報道がありまして、それに対する市民からの声とか障害者団体の声を多数いただいていたので、それに応えるということでは、結果として大変タイムリーなものになったのではないかなと評価したいと思います。

以上です。

○高橋紀博委員長 今、各会派から意見がありまして、賛成ということでもありますけれども、中野委員、能登谷委員からは、委員会運営の進め方について発言がありましたので、その意見については今後の参考として受け止めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、提言書を提出することで全会派一致ということになりましたので、委員会として執行機関に提言を行うこととし、文案を朗読させていただきます。

提言書（案）～福祉タクシー利用料金等助成事業の見直しについて～

<提言事項>

福祉タクシー利用料金等助成事業は、障害者の外出の機会や社会参加の促進を図ることを目的に、在宅で暮らす重度の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対し、タクシー運賃や自家用車の燃料代に使用できる共通券を交付するものである。

この事業は、昭和54年の制度開始以降、幾度となく交付対象者や助成額が変更されてきており、令和5年9月に「福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し案」が作成され、令和6年度からの事業見直しが予定されている。

この見直し案の内容は、タクシー乗車券又は自動車燃料給付券として利用可能な1万4千400円分の共通券を廃止し、2万2千500円分のタクシー乗車券又は7千500円分の自動車燃料給付券の選択制へ見直すものなどとなっている。

この見直し案では、共通券が廃止され、そのときの状況により、タクシーの利用と自家用車の利用とを使い分けていた方などに対応できなくなるなど、利用者にとっては使いづらくなることに加え、タクシー乗車券の助成額が増額となっているものの、自動車燃料給付券の助成額は減額となっており、自動車燃料給付券の利用者にとっては、外出や社会参加の機会の減少が懸念される。

また、近隣町の中には、見直し案を上回る額を助成している自治体があることや、中核市平均の助成額より見直し案の額が低額であることなどの状況からも、十分な助成額とは言えない状況にある。

よって、本常任委員会では、福祉タクシー利用料金等助成事業の見直しについて、次のとおり提言する。

- 1 他の中核市や近隣町の助成額を勘案しながら、既存の利用者にとって改悪とならないよう適切な助成額とすること。
- 2 対象者の利便性の向上を図るため、従来どおりタクシー乗車券又は自動車燃料給付券として利用可能な共通券とすること。

ただいま朗読した文案のとおり、提言書を提出することによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋紀博委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午後2時14分